

こ支虐第23号
政統総発0126第3号
令和6年1月26日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 社会福祉統計主管部(局)長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
厚生労働省政策統括官付参事官
(企画調整担当)
(公 印 省 略)

令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について(依頼)

福祉行政報告例につきましては、平素から特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、福祉行政報告例に関し、貴職から報告を受ける児童虐待相談対応件数に関して、一部の地方自治体において厚生労働省から示す記入要領に従って報告をしていない実態があるとの報道を受け、令和5年11月にその実態を把握したところです。

その結果、「記入要領どおりに報告できていない(可能性も含む。)」と回答のあった地方自治体があり、その理由は「今までの慣例で報告していたため」、「記入要領が分かりにくかったため」、「記入要領どおりに報告すると、児童相談所及び市町村における対応実態が適切に報告できないため」の回答がありました。

この報告の実態を踏まえ、本日厚生労働省が公表した令和4年度福祉行政報告例の結果において、記入要領どおりに報告されていない(可能性を含む)項目は調査結果の正確性を確保する観点から公表していません※。

※厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>

公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であり(統計法(平成19年法律第53号)第1条)、公的統計が安定的に作成等されることは、我が国経済の健全な発展と国民生活の向上に重要な役割を果たすものです。一方、記入要領どおりに正確に報告できていない実態は、この統計法の目的に反すると考えられます。

貴職におかれては、福祉行政報告例が児童虐待関係をはじめとする福祉分野の情報基盤として様々な利用者の適切な意思決定に用いられていることを認識いただき、下記について御対応をお願いします。

なお、福祉行政報告例の数値の一部は、普通交付税の算定に用いられており、算定額に影響

を与えることとなりますので、十分に精査いただくようお願いします。

記

1 令和4年度調査について

(1) 訂正の有無等について

福祉行政報告例の記入要領に従い報告表が正しく記入できているかを確認するための記入要領に関する解説書（別紙1）を参照いただき、訂正の有無、記入要領どおりに報告できていない理由とその原因及び再発防止策等について、別紙2により令和6年2月29日（木）までに御提出ください。

（別紙2について）

- ・別紙2-1：都道府県が回答するもの
- ・別紙2-2：指定都市及び児童相談所設置市が回答するもの
- ・別紙2-3：市区町村及び児童相談所が回答するもの

(2) 調査票の再提出時期について

（1）において訂正が必要と判断した場合は、（1）と同様、令和6年2月29日（木）までに、別紙1を参照し当省から示した記入要領どおりに御提出ください。

なお、提出先等の詳細については別途お知らせします。

2 令和5年度調査（現在実施中）について

別紙1を参照し、記入要領どおりに対応いただき、令和6年4月末までに御提出ください。

なお、1（1）を踏まえ令和6年4月末までの提出が困難であることが分かった場合は、改めて提出時期を連絡させていただきます。

3 令和3年度以前の調査について

統計調査として正確な結果を公表する必要があるため、記入要領どおりの調査結果となるよう再提出いただくことを考えております。

この再提出に関する実態把握を行うため、1（2）において令和4年度調査について訂正が必要と判断したところは、令和6年2月29日（木）までに別紙2を御提出ください。

4 調査全般について

調査票を作成する地方公共団体の担当職員は、統計の正確性を確保するうえで重要な役割を担っていることを改めて認識いただくとともに、一部の地方公共団体から回答のあった適切でない数字と認識しながら報告する行為は、担当職員が決して行ってはならないものであることについて、すべての関係者に周知し、指導を徹底してください。また、業務を担当者に任せきりにせず、職員相互間で、又は上司が状況を把握し、進捗管理できる体制の構築にお取り組みいただくようお願いします。

品質が保証された統計は、調査に御協力いただき報告者と連携し、日々改善に向け取り組むことによって作成されるものです。調査に疑義等がある場合は、本通知の照会先に必ず問

い合わせください。その回答を通じて本統計について不断の改善を行っていきますので、引き続き御協力をお願いします。

なお、令和5年11月に実態を把握した際に寄せられた疑義については、質疑応答集として整理し、報告表や記入要領を掲載している政府共通プラットフォーム上に掲載します。この質疑応答集は、調査の改善のため今後も疑義照会があった場合には適宜更新していきます。

【照会先】

○記入要領に関する解説書（別紙1）、質疑応答集、11月に把握した実態調査の結果（参考）について

こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 児童相談係
秋山・櫻井

TEL : 03-6859-0112

○令和4年度調査の訂正有無や令和3年度以前の調査に関する別紙2について、令和5年度調査、調査全般について
厚生労働省政策統括官付行政報告統計室

TEL : 03-3595-2919

福祉行政報告例（43 表～50 表、56 表、57 表）記入要領に関する解説書

本解説書は、福祉行政報告例の記入要領で記載されている内容についての解説を行い、それに従い正しく記入できているかの確認を求めるものです。

確認項目欄の「できていますか？」という問に対して、「できている」とチェックが入る場合が正しい計上方法となりますので、全確認項目について着実に確認いただき、統計データの正確性を確保願います。

※ 記入要領における「児童記録票を起こす」という記載に関しては、相談等の受付の事務処理が各自自治体によって様々ではあるものの、例を挙げると

- ・ 児童相談所運営指針第 3 章第 2 節 1 2. 「児童記録票の作成」に基づき、児童記録票を作成した児童
- ・ 受理会議に事案として提出した児童
- ・ 児童相談システムに登録し、児童番号を取得した児童
- ・ 児童ファイルを作成した児童

など、児童相談所等として相談等を受付をし、組織対応を開始したものを指します。

※ 第 44、45、46、47、48、49、49 の 2 における「児童虐待相談」については、児童相談所等が受付し、児童記録票を起こした後に児童の安全確認や児童に関する調査を実施した結果、判定会議や援助方針会議等において、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する下記の行為があるものと判断されたものをいいます。（判断がなされた会議の名称や位置付けは問いません。）

《参照》

児童虐待の防止等に関する法律第 2 条

(1) 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

(3) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前（1）（2）または後（4）に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

(4) 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【43表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	措置が継続中の児童について、措置の変更や在所期間延長に関する相談を受け、児童記録票を改めて起こした場合は、1件に計上していますか？	何らかの措置が継続中の児童について、 <u>改めて措置変更や在所期間延長の相談</u> に応じ、再び児童記録票を起こした場合は、1件と計上し、再掲の(28)(29)にも計上します。	一般的事項 2
2	受付の経路が2欄以上に該当する場合は、児童記録票を起こした相談経路のみを計上していますか？	受付をした経路が2欄以上に該当する場合は、児童記録票を起こした方の相談を計上します。	表頭 経路種別
3	電話相談については、通告や相談の手段が電話であったものを全て計上することなく、児童記録票を起こしたケースのみを計上、再掲していますか？	ここでは、電話によって相談を受け、児童記録票を起こしたものでかつ、電話のみで対応を完了したものについて計上するため、手段が電話であったものを全て計上するものではありません。	表頭 電話相談(31)

【44 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	本年度中に新たに受け付けた相談で児童記録票を起こしたものの内、本年度中に判定会議等の結果、相談種別を決定した件数を計上していますか？	本表は本年度中に相談を受付けて児童記録票を起こし、かつ本年度中に判定会議等で相談種別を決定したものを計上します。 年度をまたいで相談種別を決定したものは計上しません。	前文
2	相談種別は判定会議・援助方針会議等の結果により分類していますか？	相談種別は判定会議・援助方針会議等の結果により児童記録票に記載された相談種別によって分類します。 受理会議段階で種別は仮で設定しますが、後の調査等に基づき判定会議・援助方針会議等の結果として当該相談の相談種別が変更になった場合は、その変更後の相談種別を児童記録票に記載し、その分類に基づき本表に計上します。	一般的事項 1
3	相談種別が 2 欄以上に該当する時は、おもな相談のみを計上していますか？	相談種別が 2 欄以上に該当する場合は、おもな相談のみに計上します。	表頭 相談種別
4	判定会議・援助方針会議等の結果により児童虐待相談には該当しないと分類されたものを除き、本表「児童虐待相談（1）」に計上していますか？	児童の安全確認の結果を踏まえ、判定会議や援助方針会議等で児童虐待相談（児童虐待防止法第 2 条に規定する行為があるものと判断されたもの）には該当しないと分類されたものは、計上しません。 （児童虐待相談と分類された相談のみ計上します。） また、児童虐待相談に該当するか否かの判断がなされた会議等の名称や位置づけは問いません。	表頭 児童虐待相談 （1）
5	「（再掲）児童虐待通告（18）」には判定会議や援助方針会議等の結果、児童虐待相談ではないと分類された相談も再掲として計上していますか？	（再掲）児童虐待通告は、純粋な受付け時点（受理会議段階）での虐待通告や虐待にかかる相談件数を計上するものであり、判定会議や援助方針会議の結果、児童虐待相談とは分類されなかった相談も計上します。	表頭 （再掲） 児童虐待通告 （18）

【45 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	本年度中に新たに受け付けた相談及び前年度未対応だった相談について、本年度中に対応した件数及び年度末現在の未対応件数を計上していますか？	本年度新たに受付をした相談、前年度未対応だった相談について、本年度中に対応した件数及び年度末現在の未対応件数を計上します。 前年度にすでに対応したものや前々年度に受け付けをしたものについては計上しません。	前文
2	対応が2欄以上に該当する場合は、それぞれの対応に計上していますか？	同一人に対して複数の対応がとられた場合は、そのいずれも計上します。(同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上します。)ただし、前年度すでに対応している場合において、本年度さらに対応したものについては、前年度に未対応であったものではないため、1にあるとおり計上しません。	表頭 対応件数
3	他の児童相談所へのケース移管を決定した場合は他機関あっせんの対応で計上していますか？	他の児童相談所へのケース移管を決定した場合は、他機関あっせんの対応で計上します。なお、他機関あっせんは「移管、あっせん紹介」したものの数を計上するため、情報提供については他の然るべき対応に計上します。	表頭 他機関あっせん (3)
4	本表表側の相談種別については、「第44 児童相談種別別児童受付」の相談種別により計上していますか？	本表で分類する相談種別については、第44で分類した相談種別に合わせて分類・計上します。	表側 相談種別
5	児童の安全確認の結果を踏まえた判定会議等の結果により、児童虐待相談には該当しないと分類されたものは児童虐待相談から除外していますか？	本表で分類する相談種別については、「第44 児童相談種別別児童受付」で分類した相談種別に合わせて分類・計上するが、判定会議や援助方針会議の結果、児童虐待相談(児童虐待防止法第2条に規定する行為があるものと判断されたもの)に該当しなくなったものは然るべき種別に分類し計上します。	表側 相談種別

【46 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	同一ケースについて 2 種以上の職員による調査・診断・指導が行われたときは、その延件数を計上していますか？	調査・診断・指導については、同一人に対して行われた延件数を計上していきます。 例) 児童福祉司が調査を 1 回行い、児童心理司が診断を 2 回行った場合は、「3」と計上します。 ただし、調査・診断・指導を同一ケースについて時間・場所を同じくしてあわせて行った時は 1 件として計上します。	一般的事項
2	相談種別が 2 欄以上に該当する場合は、おもな相談のみに計上していますか？	相談種類別については、2 欄以上に該当した場合はおもな相談にのみ計上します。	(措置解除) 表頭 相談種別
3	祖父母等親族の家庭に引き取りとなった場合は「その他(06)」に計上していますか？	保護者とは別世帯の祖父母宅や親族宅などに引き取りとなった場合は、家庭復帰ではなく「その他(06)」に計上します。 ただし、措置前にすでにそこで児童が生活していた場合はこの限りではなく、「家庭復帰(04)」に計上します。	(措置解除) 表側

【47 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	「児童福祉施設入所(6)」については、児童福祉法第7条に規定されている児童福祉施設に入所したもののみを計上していますか？	里親やファミリーホームについては「里親委託(7)」に、指定発達医療機関委託の場合は「その他(11)」に計上します。	(所内保護分) 表頭 児童福祉施設入所(6)
2	「帰宅(10)」については、保護者のもとに復帰したものの数を計上していますか？	46表「家庭復帰(04)」と同様の計上方法とし、祖父母等親族宅への引き取りについてはその他(11)に計上します。	(所内保護分) 表頭 帰宅(10)
3	「職権による一時保護(再掲)(13)」については、後に同意を得られた場合についても計上していますか？	最初は職権による一時保護を行ったが、後に保護者が同意した場合についても本欄に計上します。 また、最初は保護者が同意していたが、後に反対したために職権による一時保護になっ	(所内保護分) 表頭 職権による一時保護(再掲)(13)

		た場合についても計上します。	
--	--	----------------	--

【48 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所										
1	本表全てにおいて、 時間または場所が異なる場 合と時間も場所も同じ場合 とで取り扱いを分けて計上 していますか？	<p>①時間または場所が異なる場合は、その延件 数で計上します。</p> <p>②時間も場所も同じ場合は 例えば</p> <table border="1" data-bbox="616 577 1173 1350"> <tbody> <tr> <td data-bbox="616 577 895 768">一人の対象者に心 理診断指導として 面接と指導を行っ た場合</td> <td data-bbox="895 577 1173 768">面接・観察・指導 (9)に1と計上 (2とはしない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 768 895 913">保護者と児童、2人 一緒に面接を行っ た場合</td> <td data-bbox="895 768 1173 913">児童に1 保護者に1 と計上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 913 895 1059">一人の児童に2種類 以上の検査等を行 った場合</td> <td data-bbox="895 913 1173 1059">それぞれの表頭項 目に行った数を計 上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1059 895 1205">複数の児童に対し て集団で面接・指導 等を行った場合</td> <td data-bbox="895 1059 1173 1205">児童一人につき1 をそれぞれ計上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1205 895 1350">複数の職員がチー ムで心理療法を行 った場合</td> <td data-bbox="895 1205 1173 1350">主担当者を決め、主 担当者の欄に1を 計上</td> </tr> </tbody> </table>	一人の対象者に心 理診断指導として 面接と指導を行っ た場合	面接・観察・指導 (9)に1と計上 (2とはしない)	保護者と児童、2人 一緒に面接を行っ た場合	児童に1 保護者に1 と計上	一人の児童に2種類 以上の検査等を行 った場合	それぞれの表頭項 目に行った数を計 上	複数の児童に対し て集団で面接・指導 等を行った場合	児童一人につき1 をそれぞれ計上	複数の職員がチー ムで心理療法を行 った場合	主担当者を決め、主 担当者の欄に1を 計上	全般
一人の対象者に心 理診断指導として 面接と指導を行っ た場合	面接・観察・指導 (9)に1と計上 (2とはしない)												
保護者と児童、2人 一緒に面接を行っ た場合	児童に1 保護者に1 と計上												
一人の児童に2種類 以上の検査等を行 った場合	それぞれの表頭項 目に行った数を計 上												
複数の児童に対し て集団で面接・指導 等を行った場合	児童一人につき1 をそれぞれ計上												
複数の職員がチー ムで心理療法を行 った場合	主担当者を決め、主 担当者の欄に1を 計上												

【49 表、49 表の 2】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	理由種別について、理由が 2 欄以上に該当する時はそれぞれの欄に計上していますか？	養護相談の理由については、理由が複数に該当する時は、それぞれの欄に計上します。	1 養護相談の理由 表頭 理由種別
2	対応種別 (01) ～ (04) については、「第 45 児童相談種別別対応件数」に合わせて計上していますか？	対応種別「児童福祉施設に入所 (01)」～「その他 (04)」については、45 表に合わせて分類・計上してください。	表側 対応種別 (1) ～ (4)
3	経路種別について、経路が複数該当する時は、児童記録票を起こした最初の相談経路のみを計上していますか？	(養護相談の理由) の「虐待 (5)」で計上したケースを経路別にそれぞれ計上します。 ここでは「虐待 (5)」で計上したものの経路の数を計上していくものです。 (経路の分類方法については、43 表と同様です。)	「虐待 (5)」の再掲 (2) 虐待相談の相談種別・経路 表頭 経路種別
4	相談種別が 2 欄以上に該当する時は、主な相談のみに計上していますか？	複数の相談種別に該当する場合は、主な相談のみに計上し、相談件数 1 件につき複数の計上は行いません。	「虐待 (5)」の再掲 (4) 被虐待者の年齢・相談種別 表頭 相談種別
5	再掲の棄児・置き去り児童については、ケース移管を行った場合は移管元でのみ計上していますか？	棄児・置き去り児童についてケース移管を行った場合は、移管をする移管元の児童相談所でのみ再掲に計上し、移管先の児童相談所では計上しません。(相談種別ネグレクトでのみ計上し、再掲は行わない)	「虐待 (5)」の再掲 (4) 被虐待者の年齢・相談種別 表頭 棄児 (再掲) (6) 置き去り児童 (再掲) (7)
6	年齢別については、対応した時点での満年齢で計上していますか？	「年齢別 (16) ～ (34)」については、受付時点での年齢で計上せず、対応した時点での満年齢で計上します。	「虐待 (5)」の再掲 (4) 被虐待者の年齢・相談種別 表側 年齢別 (16) ～ (34)

7	(5) 児童虐待防止法関係については、それぞれ記入要領に記載の根拠法令に基づいたもののみ計上していますか？	記入要領をご確認いただき、各項目については、それぞれ根拠法令に基づき行ったもののみを計上し、それ以外については計上しない。(特に「一時保護・施設措置等(8)」については記入要領を確認の上、根拠法令(虐待防止法第11条第5項)に基づいた措置等のみを計上するという事に留意)	「虐待(5)」の再掲 (5) 児童虐待防止法関係
8	2 親権・後見人関係については各項目(申請・承認等)本年度中になされたものを計上していますか？	請求・承認・却下・取り下げについてそれぞれが本年度中になされたもののみを計上します。 (本年度中に請求し、次年度承認されたものについては、請求にのみ計上します。)	2 親権・後見人関係 表側
9	児童相談所が今年度中に養護相談として新たに受け付けたもののうち、本年度中に対応した件数(前年度に未対応であったものを含む。)を理由種別、対応種別に計上していますか？	過年度については前年度未対応であったもののみを計上します。	(「記入要領」の直前の段落の記載)
10	養護相談の理由は、必ず判定会議等の結果により分類していますか？	判定会議等の結果、児童虐待相談には該当しないと分類されたものは報告から除外しなければなりません。	一般的事項
11	1 (養護相談の理由) 表側の対応種別(01)～(04)については「第45表 児童相談種別対応件数」で行った分類で計上していますか？ →対応が2欄以上に該当するときは、それぞれの対応に計上する。また、同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上する。	対応が2欄以上に該当及び別の対応に変更された、に該当するときは、複数計上する必要があります。つまり、1つだけ計上したり、過去の対応種別にのみ計上することは誤りとなります。	1 (養護相談の理由) 表側 対応種別(01)～(04)
12	養護相談の理由の虐待(5)については判定会議や援助方針会議等において、児童	1 養護相談の理由の虐待(5)の欄には、児童の安全確認や児童に関する調査を実施した結果、判定会議や援助方針会議等におい	1 養護相談の理由 虐待(5)

	虐待の防止等に関する法律第2条に規定する各種虐待の行為があったと判断されたものを計上していますか？	て、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する各種虐待の行為がみられたと判断されたものを計上します。 (虐待行為があるものと判断されなかったものは計上しません。)	
--	---	---	--

【50 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	公立の施設が私立になった場合や、私立の施設が公立になった場合に正しく計上していますか？	変更前の施設については「退所」欄のみ計上し、変更後の施設は「入所」欄のみに計上します。 ただし、施設の設置主体が変更になっても、変更の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しません。 なお、公立か私立かは、経営母体ではなく、設置主体で分類します。	一般的事項 2
2	施設数や定員については、施設を管轄する自治体（施設の認可を行った自治体）において計上していますか？	「施設数（1）」及び「定員（2）」については、A自治体の法人等がB自治体の認可を受けて施設を設置した場合は、当該施設を管轄するB自治体にて計上します。	上表 表頭 施設数（1） 定員（2）
3	地域小規模児童養護施設については本体施設に含めて計上していますか？	施設数（1）についてはそれぞれ計上せずに本体施設に含めて1で計上しますが、「定員（2）」から「その他（28）」については、本体施設と地域小規模児童養護施設との合計人員の計上となります。	表側 児童養護施設

【56 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	「児童が委託されている里親数(02)」の「新規(2)」については、本年度に初めて委託を受けた里親の数を計上していますか？	本年度内にすでに委託を受けている里親がさらにもう一人新規で委託を受けたとしても、計上しません。 (「認定及び登録里親数(01)」とは新規・取消の意味合いが異なるので留意する)	上表 表頭 新規(2)
2	「児童が委託されている里親数(02)」の「取消(3)」については、本年度末に委託児童が一人もいなくなった里親数を計上していますか？	本年度中に委託を解除されたとしても、元々複数人の委託を受けており、まだ委託児童がいる場合は計上しません。 (「認定及び登録里親数(01)」とは新規・取消の意味合いが異なるので留意する)	上表 表頭 取消(3)
3	表側(01)～(10)について、同一世帯内に複数の里親がいた場合でも1で計上していますか？	同一世帯内に複数の里親がいる場合や、複数の里親として登録及び認定されている者については1と計上します。 例①) 里父と里母がいる里親家庭に一人の児童を委託した場合は1 例②) 専門里親と養育里親の登録をしている里親ではあるが、養育里親として一人の児童の委託を受けている場合は1 例③) 専門里親と養育里親の認定を受けている里親が二人の児童の委託を受けており、養育里親と専門里親としてそれぞれ委託を受けている場合は、専門里親・養育里親それぞれに1ずつ計上する。	上表 表側
4	複数の種類に登録している里親については、委託を受けている種類にのみ計上していますか？	複数の種類に登録をしている里親であっても、委託をしている種類にのみ計上します。ただし、複数の児童がそれぞれの種類に委託されている場合はそれぞれに計上します。	上表 表側 児童が委託されている里親数 (04) (06) (08) (10)

【57 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	A 自治体の児童を B 自治体の登録里親に委託した場合は、A 自治体において計上していますか？ また、一時保護委託児童は除いて計上していますか？	児童を委託した自治体と、委託先の里親が登録している自治体が異なる場合は、児童を委託した自治体において計上します。 また、委託措置のみを計上するもので、一時保護委託児童については計上しません。	一般的事項 1 補
2	新規に委託、または措置の変更がなされた場合で、一時保護施設を経由した児童については、一時保護施設に入所する前の状況にて計上していますか？ 同様に解除後に一時保護施設に入所した児童は、解除にあたっての理由により分類して計上していますか？	新規もしくは措置変更の場合は、一時保護施設に入所する前におかれていた状況に応じて計上します。 解除についても同様に、解除にあたっての理由に応じて分類、計上します。	上表 表頭
3	この表で分類する年齢については年度末時点での年齢で計上していますか？	年齢別委託児童数（年度末）（1）～（20）及び年度末現在委託児童数（18）についての年齢は、年度末時点での満年齢に応じて分類、計上します。	下表 表頭 年齢別委託児童数（年度末） （1）～（20）

福祉行政報告例の再提出の有無等について

地方自治体名	
部署	
担当者	
電話	
E-mail	

※提出された回答内容は、個別自治体名を明らかにした上で公表する可能性があります。

1 令和4年度調査の報告表の再提出の有無等について

次の(1)～(4)は、全ての都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において、管内の市区町村及び児童相談所の状況を踏まえ回答してください。

(1) 報告表の再提出の有無について、該当するものに○を付けてください。

ア 記入要領どおりに報告しているため再提出するものはない					
イ 記入要領どおりに報告していない報告表があるため再提出する (再提出する報告表：再提出するもの全てに○を付けてください。)					
第43表		第47表		第50表	
第44表		第48表		第56表	
第45表		第49表		第57表	
第46表		第49の2表		その他 (具体の表)	

(2) (1)でイと答えた場合、記入要領どおりに報告できていない理由について、該当するものに○を付けてください。
(複数回答可)

ア 今までの慣例で報告していたため	
イ 記入要領が分かりにくかったため	
ウ 記入要領どおりに報告すると、児童相談所及び市町村における対応実態が適切に報告できないため	
エ その他	

(3) (1)でイと答えた場合、再発防止策について回答してください。

(2)で答えた原因と再発防止策の関係性が分かるように記載してください。
(2)で「イ 記入要領が分かりにくかったため」に回答したものについては、こども家庭庁及び厚生労働省においてその改善を考えますので記載不要です。

(4) (1)でイと答えた場合、期日内に再提出できない理由等について回答してください。

ア 期日内に再提出できない理由 (具体的に記載してください)

イ 再提出可能な時期 (「令和6年●月上・中・下旬」の標記で記載してください)

2 令和3年度調査以前の報告表の再提出について

以下は、1(1)において「イ 記入要領どおりに報告していない報告表があるため再提出する」と回答した全ての都道府県、指定都市及び児童相談所設置市並びにが回答してください。

回答は令和4年度分について再提出する報告表のみについて回答してください。また、再提出する報告表が複数あり、回答が報告表ごとに異なる場合は、設問の「一つに○を付けてください」にかかわらず該当する欄全てに○を付けていただき、別紙※を用いて回答(回答を補足)してください。

※別紙を用いる場合は、○を付けてください。

(1) 報告表作成に当たっての依頼先について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 都道府県のみで作成
- イ 市区町村や児童相談所に依頼

(2) 記入要領に沿った報告の実態等について

1) 記入要領に即した報告の実態について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 令和3年度以前は記入要領どおりに報告している
- イ 令和3年度以前も記入要領どおりに報告できていなかった年がある

2) 記入要領どおりに報告できていなかった年について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 令和3年度調査から
- イ 令和2年度調査から
- ウ 令和元年調査以前からで具体的な起点は不明

(3) 令和3年度調査以前の報告表の保存状況について

1) 都道府県が作成した報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無について、該当するもの一つに○を付けてください。

ア あり

(具体的な保存期間)

- ・ 1年
- ・ 2年
- ・ 3年

・ 4年

・ 5年以上
(具体の年)

イ なし

②現在保存中の報告表について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

なお、本問は①の保存期間の有無にかかわらずお答えください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

2) 市区町村や児童相談所から提出を受けた報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無について、該当するもの一つに○を付けてください。

ア あり

具体的な保存期間

- ・ 1年
- ・ 2年
- ・ 3年

・ 4年

・ 5年以上
(具体の年限)

イ なし

②現在保存中の報告表について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

なお、本問は①の保存期間の有無にかかわらずお答えください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

(4) 記入要領どおりに過去の報告表を作成することについて

1) 作成の可能性について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 可能 (システム改修を要さない、又はシステムを用いていない)
- イ 可能だが、システム改修が必要
- ウ 不可能

2) 1) でアと回答した場合、システム改修をせずにいつの報告表について作成が可能か、該当するものすべてに○を付けてください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

3) 1) でイと回答した場合、システム改修に要するおおよその期間について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 1か月
- イ 2か月
- ウ 3か月

- エ 4か月
- オ 5か月以上
- カ その他
(具体の期間)

4) 1) でイと回答した場合、システム改修に要するおおよその費用 (通常の改修分を含まない) について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 1~9万円
- イ 10~99万円
- ウ 100~199万円

- エ 200~499万円
- オ 500万円以上
- カ その他
(具体の金額)

5) 1) でウと回答した場合、作成が不可能な場合の理由について、該当するものすべてに○を付けてください。

- ア システムから出力された数値を変更して報告表を作成しており、変更の根拠となる業務記録がない
- イ システムは用いていないが、報告の根拠となる業務記録がない
- ウ 業務記録は存在するが、市町村別や児童相談所別の当時の報告表 (集計) を復元しようとしても、詳細なマニュアルが残されていない
- エ その他

--

福祉行政報告例の再提出の有無等について

地方自治体名	
部署	
担当者	
電話	
E-mail	

※提出された回答内容は、個別自治体名を明らかにした上で公表する可能性があります。

1 令和4年度調査の報告表の再提出の有無等について

次の(1)～(4)は、全ての都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において、管内の市区町村及び児童相談所の状況を踏まえ回答してください。

(1) 報告表の再提出の有無について、該当するものに○を付けてください。

ア 記入要領どおりに報告しているため再提出するものはない					
イ 記入要領どおりに報告していない報告表があるため再提出する (再提出する報告表：再提出するもの全てに○を付けてください。)					
第43表		第47表		第50表	
第44表		第48表		第56表	
第45表		第49表		第57表	
第46表		第49の2表		その他 (具体の表)	

(2) (1)でイと答えた場合、記入要領どおりに報告できていない理由について、該当するものに○を付けてください。
(複数回答可)

ア 今までの慣例で報告していたため	
イ 記入要領が分かりにくかったため	
ウ 記入要領どおりに報告すると、児童相談所及び市町村における対応実態が適切に報告できないため	
エ その他	

(3) (1)でイと答えた場合、再発防止策について回答してください。

(2)で答えた原因と再発防止策の関係性が分かるように記載してください。
(2)で「イ 記入要領が分かりにくかったため」に回答したものについては、こども家庭庁及び厚生労働省においてその改善を考えますので記載不要です。

(4) (1)でイと答えた場合、期日内に再提出できない理由等について回答してください。

ア 期日内に再提出できない理由 (具体的に記載してください)

イ 再提出可能な時期 (「令和6年●月上・中・下旬」の標記で記載してください)

2 令和3年度調査以前の報告表の再提出について

以下は、1(1)において「イ 記入要領どおりに報告していない報告表があるため再提出する」と回答した全ての都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が回答してください。

回答は令和4年度分について再提出する報告表のみについて回答してください。また、再提出する報告表が複数あり、回答が報告表ごとに異なる場合は、設問の「一つに○を付けてください」にかかわらず該当する欄全てに○を付けていただき、別紙※を用いて回答(回答を補足)してください。

※別紙を用いる場合は、○を付けてください。

(1) 報告表作成に当たった依頼先について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 指定都市や児童相談所設置市のみで作成
- イ 管内の市区町村や児童相談所に依頼

(2) 記入要領に沿った報告の実態等について

1) 記入要領に即した報告の実態について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 令和3年度以前は記入要領どおりに報告している
- イ 令和3年度以前も記入要領どおりに報告できていなかった年がある

2) 記入要領どおりに報告できていなかった年について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 令和3年度調査から
- イ 令和2年度調査から
- ウ 令和元年調査以前からで具体的な起点は不明

(3) 令和3年度調査以前の報告表の保存状況について

1) 指定都市や児童相談所設置市が作成した報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア あり

(具体的な保存期間)

- ・ 1年
- ・ 2年
- ・ 3年

- ・ 4年
 - ・ 5年以上
- (具体の年)

- イ なし

②現在保存中の報告表について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

なお、本問は①の保存期間の有無にかかわらずお答えください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
 - オ その他
- (具体の年)

2) 管内の市区町村や児童相談所から提出を受けた報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア あり

具体的な保存期間

- ・ 1年
- ・ 2年
- ・ 3年

- ・ 4年
 - ・ 5年以上
- (具体の年限)

- イ なし

②現在保存中の報告表について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

なお、本問は①の保存期間の有無にかかわらずお答えください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

(4) 記入要領どおりに過去の報告表を作成することについて

1) 作成の可能性について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 可能 (システム改修を要さない、又はシステムを用いていない)
- イ 可能だが、システム改修が必要
- ウ 不可能

2) 1) でアと回答した場合、システム改修をせずにいつの報告表について作成が可能か、該当するものすべてに○を付けてください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

3) 1) でイと回答した場合、システム改修に要するおおよその期間について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 1か月
- イ 2か月
- ウ 3か月

- エ 4か月
- オ 5か月以上
- カ その他
(具体の期間)

4) 1) でイと回答した場合、システム改修に要するおおよその費用 (通常の改修分を含まない) について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 1~9万円
- イ 10~99万円
- ウ 100~199万円

- エ 200~499万円
- オ 500万円以上
- カ その他
(具体の金額)

5) 1) でウと回答した場合、作成が不可能な場合の理由について、該当するものすべてに○を付けてください。

- ア システムから出力された数値を変更して報告表を作成しており、変更の根拠となる業務記録がない
- イ システムは用いていないが、報告の根拠となる業務記録がない
- ウ 業務記録は存在するが、市町村別や児童相談所別の当時の報告表 (集計) を復元しようとしても、詳細なマニュアルが残されていない
- エ その他

--

福祉行政報告例の再提出の有無等について

地方自治体名	
部署	
担当者	
電話	
E-mail	

※提出された回答内容は、個別自治体名を明らかにした上で公表する可能性があります。

1 令和4年度調査の報告表の再提出の有無等について

次の(1)～(4)は、全ての都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において回答します。市区町村及び児童相談所における回答は不要です。

(1) 報告表の再提出の有無について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 記入要領どおりに報告しているため再提出するものはない
- イ 記入要領どおりに報告していない報告表があるため再提出する
(再提出する報告表：再提出するもの全てに○を付けてください。)

第43表	
第44表	
第45表	
第46表	

第47表	
第48表	
第49表	
第49の2表	

第50表	
第56表	
第57表	
その他 (具体の表)	

(2) (1)でイと答えた場合、記入要領どおりに報告できていない理由について、該当するものに○を付けてください。
(複数回答可)

- ア 今までの慣例で報告していたため
- イ 記入要領が分かりにくかったため
- ウ 記入要領どおりに報告すると、児童相談所及び市町村における対応実態が適切に報告できないため
- エ その他

--

(3) (1)でイと答えた場合、再発防止策について回答してください。

- (2)で答えた原因と再発防止策の関係性が分かるように記載してください。
- (2)で「イ 記入要領が分かりにくかったため」に回答したものについては、こども家庭庁及び厚生労働省においてその改善を考えますので記載不要です。

--

(4) (1)でイと答えた場合、期日内に再提出できない理由等について回答してください。

ア 期日内に再提出できない理由(具体的に記載してください)

--

イ 再提出可能な時期(「令和6年●月上・中・下旬」の標記で記載してください)

--

2 令和3年度調査以前の報告表の再提出について

以下は、1(1)において都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が「イ 記入要領どおりに報告していない報告表があるため再提出する」と回答する根拠となった市区町村及び児童相談所(記入要領どおりに報告していない報告表のあるところ。指定都市・児童相談所設置市分として回答したものと重複する場合は回答不要です。)が回答してください。

回答は令和4年度分について再提出する報告表のみについて回答してください。また、再提出する報告表が複数あり、回答が報告表ごとに異なる場合は、設問の「一つに○を付けてください」にかかわらず該当する欄全てに○を付けていただき、別紙※を用いて回答(回答を補足)してください。

※別紙を用いる場合は、○を付けてください。

(1) 報告表作成に当たっての依頼先について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 市区町村や児童相談所のみで作成
- イ 管内の別の機関に依頼

(2) 記入要領に沿った報告の実態等について

1) 記入要領に即した報告の実態について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 令和3年度以前は記入要領どおりに報告している
- イ 令和3年度以前も記入要領どおりに報告できていなかった年がある

2) 記入要領どおりに報告できていなかった年について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 令和3年度調査から
- イ 令和2年度調査から
- ウ 令和元年調査以前からで具体的な起点は不明

(3) 令和3年度調査以前の報告表の保存状況について

1) 市区町村や児童相談所が作成した報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無について、該当するもの一つに○を付けてください。

ア あり

(具体的な保存期間)

- ・ 1年
- ・ 2年
- ・ 3年

・ 4年

・ 5年以上
(具体の年)

イ なし

②現在保存中の報告表について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

なお、本問は①の保存期間の有無にかかわらずお答えください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

2) 管内の別の機関から提出を受けた報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無について、該当するもの一つに○を付けてください。

ア あり

具体的な保存期間

- ・ 1年
- ・ 2年
- ・ 3年

・ 4年

・ 5年以上
(具体の年限)

イ なし

②現在保存中の報告表について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

なお、本問は①の保存期間の有無にかかわらずお答えください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

(4) 記入要領どおりに過去の報告表を作成することについて

1) 作成の可能性について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 可能 (システム改修を要さない、又はシステムを用いていない)
- イ 可能だが、システム改修が必要
- ウ 不可能

2) 1) でアと回答した場合、システム改修をせずにいつの報告表について作成が可能か、該当するものすべてに○を付けてください。

- ア 令和3年度分
- イ 令和2年度分
- ウ 令和元年度分

- エ 平成30年度分
- オ その他
(具体の年)

3) 1) でイと回答した場合、システム改修に要するおおよその期間について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 1か月
- イ 2か月
- ウ 3か月

- エ 4か月
- オ 5か月以上
- カ その他
(具体の期間)

4) 1) でイと回答した場合、システム改修に要するおおよその費用 (通常の改修分を含まない) について、該当するもの一つに○を付けてください。

- ア 1~9万円
- イ 10~99万円
- ウ 100~199万円

- エ 200~499万円
- オ 500万円以上
- カ その他
(具体の金額)

5) 1) でウと回答した場合、作成が不可能な場合の理由について、該当するものすべてに○を付けてください。

- ア システムから出力された数値を変更して報告表を作成しており、変更の根拠となる業務記録がない
- イ システムは用いていないが、報告の根拠となる業務記録がない
- ウ 業務記録は存在するが、市町村別や児童相談所別の当時の報告表 (集計) を復元しようとしても、詳細なマニュアルが残されていない
- エ その他

--

令和4年度福祉行政報告例(49表)に係る 地方自治体における報告実態に関する調査結果の概要

【調査の趣旨】

令和5年9月に公表された「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」に関して、一部自治体において、国から示されている記入要領に従って集計・報告をしていない実態があるとの報道が令和5年10月になされた。

各都道府県・指定都市・児童相談所設置市(以下「各都道府県等」とする。)における対応の実態について把握する必要があることから、令和5年度報告分に係る各都道府県等における福祉行政報告例(児童相談所関係及び市町村虐待対応関係報告表)の集計方法等について、厚生労働省及びこども家庭庁から各都道府県等に対し同年11月に回答を依頼した。

【調査の方法】

調査先:78自治体(都道府県・指定都市・児童相談所設置市)

調査時期:令和5年11月～12月

<参考>

福祉行政報告例は、統計法に基づく一般統計として都道府県、指定都市及び中核市を対象に、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として実施しているもの。調査事項は障害者総合支援関係、老人福祉関係、婦人保護関係、児童福祉関係、母子保健関係等多岐にわたる。

「児童相談所における児童虐待相談対応件数」は、福祉行政報告例の児童福祉関係の報告表のうち、「第49児童相談所における養護相談の理由別対応件数」(以下「49表」とする。)に含まれるものである。

【49 表に係る調査結果の概要】

1. 記入要領どおりに報告できているか

	回答自治体数	回答総数
①記入要領どおりに報告している	58	78
②記入要領どおりに報告できていない(可能性も含む)(※)	20	

※ 管内児童相談所のうち、記入要領どおりに報告できていない児童相談所が1か所でもある自治体が含まれる。

2 . (1で②と答えた場合) 「記入要領どおりに報告できていない(可能性がある)」点

(複数選択可)

	回答自治体数
記入要領(令和4年度版 174 頁)では「この表は(略)、児童相談所が今年度中に養護相談として新たに受け付けたもののうち、本年度中に対応した件数(前年度に未対応であったものを含む。)を理由種別、対応種別に計上するものである。」とあるが、過年度からの継続事例を含めて報告している。	4
記入要領(令和4年度版 174 頁)では「養護相談の理由は、必ず判定会議等の結果により分類すること。」とあるが、判定会議の結果により、児童虐待相談には該当しないと分類されたものを含めて報告している。	10
記入要領(令和4年度版 175 頁)では「1(養護相談の理由)対応種別(報告表の表側(01)~(04))について、「第 45 児童相談種類別対応件数」で行った分類で計上すること。」(1 対応が2欄以上に該当するときは、それぞれの対応に計上すること。2 同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上することの趣旨。)とあるが、複数回答せずに一つ又は過去の対応種別のみで計上して報告している。	1
記入要領(令和4年度版 175 頁)では「(2)(虐待相談の相談種別・経路)表頭 経路種別(1)~(32) 経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起した最初の相談経路のみに計上すること。」とあるが、経路が2欄以上に該当する場合、2欄以上にそれぞれ計上して報告している。	1
記入要領(令和4年度版 177 頁)では「(4)(被虐待者の年齢・相談種別)表頭 相談種別(1)(2)(3)(5) 相談種別が2欄以上に該当するときは、主な相談のみに計上し、相談件数1件につき複数の計上は行わないこと。」とあるが、相談種別が2欄以上に該当する場合、2欄以上にそれぞれ計上して報告している。	0
その他	8※

※ 「その他」回答例

- ・児童相談システムが福祉行政報告例の変更に対応していない
- ・児童虐待相談について、「通告を受け付けた時点で虐待の疑いがあるもの」として計上している 等

3. (1で②と答えた場合) 「記入要領どおりに報告できていない(可能性がある)」理由

(複数選択可)

	回答自治体数
今までの慣例で報告していたため	7
記入要領が分かりにくかったため	6
記入要領どおりに報告すると、児童相談所における対応実態が適切に報告できないため	8
その他	12 [*]

※ 「その他」の回答例

- ・システム上の仕様(児童相談システムが福祉行政報告例の変更に対応していないため等)
- ・判定会議等で相談種別を決定する事務フローとなっていないことから受理時点の相談種別を計上しているため、児童虐待相談については、記入要領どおりとはなっていない可能性がある
- ・訪問等調査の結果、虐待の事実が確認できなかった場合でも、確実に虐待の事実が無いと判断できない場合は虐待相談として計上している。虐待相談に該当しないと言い切る基準も存在しないため、慎重な判断にならざるを得ない 等

注：本調査は、児童相談所における児童虐待相談対応件数について一部自治体において国から示されている記入要領に従って集計・報告していない実態があるとの報道がなされたことを受けて、全国的に訂正報告の依頼を行うべきか検討するために、49表を中心に、49表に関連する他の報告表も含めて各自治体における集計方法等の傾向を概括的に把握する観点から、記入要領どおりに報告できていない可能性も含めて自治体に回答を求めたものであり、その結果、これらの報告表について訂正報告が必要となるのは特定の自治体に限らないという傾向が把握できたところである。